

# 新幹線プレス

2016年9月14日

No.296

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

## これ以上の労働強化を許すな！

## 要求獲得に向けてさらに声をあげよう！！

### Part 1 運輸所関係

2016年度基本協約・協定改訂に向けて、本部はこれまで7回にわたり団体交渉を重ねてきましたが、会社は組合の要求を全く受け入れようとせず、社員の努力よりも会社への忠誠を求める姿勢を貫いています。このままでは、職場でいくら努力しても報われることはなく、さらなる労働強化を強いられる一方です。このような会社の姿勢を許さず、要求獲得に向け職場からさらに声をあげていこうではありませんか！

私たち新幹線地本としても、運輸所関係52項目、車両所関係56項目の要求を掲げ、幹鉄事に対し早急に協議の場を設け誠意ある回答を示すよう申し入れています。（駅関係については現在集約中です。）

以下今号においては、運輸所関係についての申し入れ内容をお伝えします。

#### 1. 業務・安全関係に関する事項

- (1) 毎月の訓練は月1回にして前訓練の出勤時の行路票受け取りはやめること。必要であるというのであれば、行路票を受け取ったときから労働時間とすること。  
また、訓練の待ち時間は1時間以内にして大型行路（W）には指定しないこと。
- (2) 小交番制を廃止し全ての行路に乗せること。
- (3) 乗務点呼と出勤点呼が重複する事があるので別々に受けさせること。
- (4) 退出点呼が重複することが多々ある。退出時刻を超えれば必ず超勤扱いとすること。
- (5) 運転士の携帯品の中で規程類をタブレット端末にすること。
- (6) 運転中の車両応急処置については、事故防止の観点から運用指令の指示により行うこと。
- (7) 運転車掌の列車監視は高速のため目を開けていられない。また、雨の日は前方注視が出来ない。よって事故防止と労災防止のためゴーグルを貸与する事。
- (8) 掲示類が多い。必要なものはコピーして配布すること。
- (9) 三島下り本線所定停止位置が確認しづらい。特にN700系前部標識は照らす場所が低く見づらい。反射板を使った確認しやすいものに変えること。

- (10) 新横浜駅ホーム柵の鎖錠は、鎖での鎖錠ではなく誰がおこなっても間違えない方法に変更すること。また、線路内に降りる所の鎖錠は撤廃すること。
- (11) 時系列等報告書作成は深夜を避けること。
- (12) 線路横断時、地上信号機を確認する指導を行っているが、LED地上信号機は背面からは確認できない。確認方法を明確にすること。
- (13) 東京車両所の構内歩行で事故防止のため一旦停止して指差確認喚呼を行なうこととしているが現行の徒歩時間のままである。徒歩時間を2分増やすこと。
- (14) 東京駅折り返し清掃列車で車掌が座席汚損対応をするが、座席汚損の件数が多い日が多々ある。指定席のお客様に発車後にご案内する事態も発生している。この事はお客様に迷惑をかけサービスの低下になるので、座席汚損を確認したSMTの清掃係員が交換を行なうようにすること。
- (15) 車掌の準備時間が短いので5分増やすこと。また退出点呼は3名のクルーで受けるので退出時刻の10分前からにすること。
- (16) 新幹線自由席改札は廃止すること。
- (17) 新幹線の改札の資格確認は止めること。

## 2. 勤務関係に関する事項

- (1) 申請した日に年休を発給出来る要員を確保すること。
- (2) 年休発給について時季変更を行使した場合は、行使の理由を伝えること。
- (3) 時季変更を行使する場合は、新たに時季指定をして年休の発給を法令に基づき行なうこと。また、時季変更した時は勤務変更を認めること。
- (4) 社会人としても冠婚葬祭（結婚式・葬式・入学式・卒業式・運動会・地域の行事等）は大事である。よって、社会の一般的常識である冠婚葬祭には優先的に年休を発給すること。
- (5) 年休の抽選順位の方法が今年度から月2回実施するように変更になった。しかし、年休取得者と未取得者の差がある。年間年休取得の平均化のため、年休の残日数が多い社員に優先して年休を発給すること。
- (6) 本人の同意のない一方的な休日出勤は直ちに止めること。さらに、休日出勤を解消する時期を明確にすること。
- (7) 要員確保のため還流制度を解消すること。
- (8) 乗務員の予備月の勤務発表は、前月の25日と遅く生活計画が立てられない状況であるので、交番者と同じく前月10日に休日予定を発表すること。
- (9) 予定が立てられるよう年休の発給日は前月25日に発表すること。また、次勤務の確定を5日前から10日前にすること。
- (10) 予備月の公休・特休の付与は、交番の休みパターンに準じて付与すること。変更する場合はあらかじめ本人に通告すること。
- (11) 予備月の勤務で休日後の出勤は10時以降の行路を指定すること。さらに、休日前の退出時刻は遅くとも13時前の行路を指定すること。
- (12) 予備月で行路指定にあたり交番で確保されている在宅休養時間を守ること。
- (13) 会社は社員の健康管理で人間ドックを奨励し受診日の予約をしている。予約日に受診出来るように休日や年休にすること。

### 3. 職場環境関係に関する事項

- (1) 各運輸所の寢室のベットは、マットレスのバネがへたっているので全室新しいマットレスに替えること。
- (2) 全職場の寢室のスリッパを定期的に交換すること。また、部屋番号をつけること。
- (3) かび臭い寢室があるので改善すること。また空調が臭わないように綺麗に清掃すること。
- (4) 全職場の浴室に洗濯機と乾燥機を二台設置すること。
- (5) 風呂場は冬寒く夏は暑い。体調管理の為に東京第一・第二運輸所の風呂場に空調設備を設置すること。
- (6) 東京第一・二運輸所・大阪第一運輸所の食事ゾーンが狭い。空くの待たなくては食事を取れないので広くすること。
- (7) 名古屋乗務員詰所のテレビが見づらいのでアンテナを立てること。
- (8) 名古屋駅下りホーム乗務員詰所に茶器を置くこと。
- (9) 繁忙期は臨時列車が多く鞆を置けなくなる。各運輸所の待機室に鞆置き場の増設をすること。
- (10) 大阪第一運輸所で朝9時前に流れる社歌の音が大きすぎる。次の乗務に備え休養している乗務員も多い。音量を小さくすること。
- (11) 新大阪駅23・24番線ホーム東京方のトイレを使えるようにすること。
- (12) 東京第一運輸所・東京第二運輸所のトイレ清掃が同じ時間となることがある。同じ時間とならないようにすること。
- (13) 三島車両所の風呂場の下駄箱を設置すること。
- (14) 三島車両所の当直前の待機室の椅子が少なく座れないので、一階の自販機コーナーに椅子を置くこと。

### 4. 制服関係に関する事項

- (1) 車掌業務で制服は年間を通し汗等で汚れる。匂いや汚れでお客様に不愉快な接客となってはならない。よって制服のクリーニングの回数は制限をつけないこと。  
また、夏のクリーニングの仕上りが3週間以上かかるので早くすること。
- (2) 制服は6着あるが、ロッカーが狭すぎ収納できない。会社は保管場所が無いとし社員に押し付けている。保管する場所を確保して管理すること。
- (3) 冬季の冬服着用は、合服か冬服かどちらでもよい事にする。または、冬服は経費節減も含め廃止すること。
- (4) 夏服は廃止し、半袖シャツとすること。
- (5) 夏のホーム出場時の手袋は暑いので廃止すること。
- (6) 夏用の制帽はメッシュ素材にすること。

### 5. その他の事項

- (1) 60才以上の専任社員対し体力的負担のない乗務員行路を作成すること。
- (2) 運輸所にAEDを設置すること。

以上

**粘り強い闘いで要求を勝ち取ろう！！**